

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>鴻巣市大字箕田字竜泉寺九五〇番五地先から同市大字箕田字竜泉寺九七四番一地先まで</p>			区 間
五・二九〇一〇・〇〇	七・三〇〇一四・六〇	七・三〇〇七・五八	敷地の幅員 (メートル)
四六・三〇	四四・八六		延 長 (メートル)
<p>平成二十六年九月三十日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号で設置した迂回路の撤去及び道路予定区域の一部変更である。</p>			備 考